

長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、予算の定めるところにより医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省第137号）に基づき補助事業を行う医療施設等の開設者に対し、長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、有床診療所等における防火対策を図るため、平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たに整備を実施する義務の生じた施設又は設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、次に掲げる事業を行うものに対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備含む）
- (2) 自動火災報知設備整備

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1の第2欄に掲げるとおりとし、その補助額は、同表第1欄に掲げる基準額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業の着手は、交付の決定後に行うものとする。

ただし、内示後にあつては交付の決定前であっても補助対象とすることができる。なお、この場合、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知のうえで着手するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書に様式第6号による誓約書を添付して、知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請

等を行う場合には、様式第１－２号による申請書を知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第６条 この補助金の交付の決定には、規則及び長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱に定める条件のほか、次の条件が付されるものとする。

- (１) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、規則第２０条の規定により、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

なお、規則第２０条のただし書の規定による別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成２０年厚生労働省告示第３８４号）に準ずるものとする。

- (２) 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が行う契約は、次の表によることとする。また、入札（見積）による契約において工事業者を選定等するに当たっては、長崎県の建設工事に係る入札参加資格を有する者を対象とする。ただし、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人にあっては、本要綱に関らず、当該法人が定める契約手続の取扱いによるものとする。

ア 補助事業者が行う契約方法

工事設計金額（消費税額を含む）	契約方法
２５０万円以上	一般競争入札又は５者以上の指名競争入札
２５０万円未満	見積書を徴し、選定（２者以上）

イ 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (ア) 長崎県知事から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
(イ) 長崎県建設工事暴力団対策要綱（昭和６３年２月２５日６３監第４９号）に基づき指名除外を受けている者
(ウ) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第３項又は第５項の規定により、長崎県内における営業の停止命令を受けている者
(エ) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、民事再生法又は会社更生法の適用申請を行い裁判所の再生（更正）計画認可の決定を受けている者を除く。

ウ 入札方法及び業者の選定基準等の契約方法について、法人の場合は理事会の決議によること。

エ 指名競争入札及び見積合わせによる場合、入札（見積）参加業者を「長崎県建設工事入札参加資格者名簿」から選定すること。また、法人の場合は理事会において選定すること。

オ 指名競争入札及び見積合わせによる場合、入札（見積）参加者の指名にあたっては、入札（見積）参加予定業者へ入札（見積）通知書を発送する 7 日前までに、入札（見積）参加予定業者について県に通知し、参加予定業者の適否について県の助言を受けること。

カ 一般競争入札による場合は、入札参加条件等の内容を医療施設内へ掲示するほか、ホームページや新聞等へ掲載するなどして、情報を広く提供すること。また、入札参加条件等の内容について、公告の 7 日前までに県に通知し、その適否について県の助言を受けること。

キ 入札（見積）通知又は公告は、入札（見積合わせ）の期日の前日から起算して、設計金額 5 百万円未満の工事については少なくとも 1 日以上、5 百万円以上 5 千万円未満については少なくとも 10 日以上、5 千万円以上については少なくとも 15 日前までに行うこと。ただし、急を要する場合は、設計金額 5 百万円以上の工事については、5 日以内に限り短縮することができる。

ク 法人が入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）、評議員が立ち会うこと。

ケ 入札（見積）後は、ただちに入札（見積）結果を県に報告するとともに、補助事業者において一般の閲覧に供すること。

コ 工事契約を締結したときは、直ちに、契約書の写しを県に提出すること。

（3）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（4）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第 4 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（5）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（6）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属

する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更
- (2) 別表第1の第2欄に掲げる経費区分のいずれか低い額の20%以内の変更
- (3) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更

(概算払)

第8条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第2号による概算払請求書に様式第2-2号による出来高調書を添付して、知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第3号による報告書を事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第6条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日）又は同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度4月10日までに提出しなければならない。

(遂行状況報告書)

第10条 この補助金の施設整備に係る事業遂行状況報告書については、毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに様式第5号による報告書を知事に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

- 附則 この要綱は、平成２６年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成２７年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成２８年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、令和２年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、第２条及び別表第１の改正規定は令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、令和２年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、令和３年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、改正様式は令和３年８月２４日から適用する。
- 附則 この要綱は、令和５年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた金額とする。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積 1 ㎡当たり基準単価 21,400 円とし、消火ポンプユニット等を設置した場合は 1 施設当たり 2,174,000 円を加算する。 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 ㎡当たり基準単価 20,700 円とし、消火ポンプユニット等を設置した場合は 1 施設当たり 2,174,000 円を加算する。 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 ㎡当たり基準単価 25,000 円 (4) 消防法施行令第 32 条適用設備 対象面積 1 ㎡当たり基準単価 24,300 円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）設備のために必要な工事費又は工事請負費	2 分の 1
自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり 1,130,000 円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額

- （注） 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 3 補助対象施設は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟とする。
- 4 設計その他工事に伴う事務に要する費用は補助の対象外とする。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金交付申請書

年度において、長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業について、長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号）第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 経費所要額調（別紙 1－1）
- 2 事業計画書（別紙 1－2）
- 3 添付書類
 - （1）請負契約書
 - （2）工事設計図、工事仕様書、工事仕訳書
 - （3）歳入歳出予算書の抄本
 - （4）その他参考となるべき書類

発行責任者及び担当者	
発行責任者	〇〇 〇〇（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）
発行担当者	△△ △△（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

様式第 1－2 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金
変更交付申請書

年 月 日付長崎県指令 医政第 号をもって交付の決定を受けた標
記補助金について、下記のとおり補助の変更交付（追加・減額）、一部取消を受けたい
ので、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金（変更交付（追加）（減額）・一部取消）申請額 金 円
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 経費所要額調書（別紙 1－1－2）
- 4 支出予定額変更内訳書
 今 回 変 更 申 請 金 額 ： 金 円
 当 初 交 付 決 定 金 額 ： 金 円
 差 引（追加・減額）申請額： 金 円
- 5 その他参考となる書類

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）
発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

様式第 2 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました補助事業について、長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金実施要綱第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 円
既交付額 円
今回請求額 円
残額 円

(※概算払を必要とする理由：)

振込指定口座		銀行 支店	
種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○－○○○－○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○－○○○－○○○○)

様式第 3 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金の実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があつた長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金について長崎県補助金等交付規則（昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号）第 1 3 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 経費所要額精算書（別紙 2－1）
- 2 事業実績報告書（別紙 2－2）
- 3 添付書類
 - （1）当該事業にかかる歳入歳出決算書（見込書）の抄本
 - （2）補助事業完成後の補助対象事業の概要を示す写真
 - （3）契約書の写し
 - （4）補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと）
 - （5）工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
 - （6）その他参考となるべき書類

発行責任者及び担当者	
発行責任者	〇〇 〇〇（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）
発行担当者	△△ △△（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

様式第 4 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定があった長崎
県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金について、交付決定通知により交付
された条件に基づき下記のとおり報告します。

1. 事業の種類

2. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又
は事業実績報告額

金 円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（3 の金額の積算の内訳等）

様式第 5 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金に係る
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた
年度長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金について、その遂行
状況を長崎県補助金等規則（昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号）第 1 1 条の規定により別
紙のとおり報告します。

様式第 6 号

年 月 日

長崎県知事

様

申請者 住所
氏名

誓 約 書

私は 年度長崎県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

誓約の場合、□にチェックを入れてください。

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

☐ 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

☐ 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

☐ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。